山田町

介護保険制度における住宅改修支給申請の手引き

山田町役場長寿福祉課

１．介護保険制度における住宅改修について

　要介護（支援）認定をされている方が在宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修について、改修費の一部を介護保険の給付対象とするものです。

　住宅改修は個人資産の形成につながる面があることから、保険給付は小規模なものとなります。

２．介護給付の対象となる住宅改修の種類について

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 想定される内容例 |
| ①手すりの取り付け | 廊下、便所、浴室、玄関等への設置  形状は二段式、縦型、横型等切なもの |
| ②段差の解消 | 居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜の解消 |
| ③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 | 居室：畳式から板製床材・ビニル系床材等への変更  浴室：滑りにくい床材への変更  通路面：滑りにくい舗装材への変更 |
| ④引き戸等への扉の取替え | 扉全体の替え（開き戸から引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等  引き戸等の新設（扉位置の変更等に比べ費用が廉価に抑えられる場合） |
| ⑤洋式便器等への便器の取替え | 和式便器から洋式便器（暖房・洗浄機能付き等）への取替え  既存の便器の位置や向きの変更  ※暖房等機能のみの付加は対象外 |
| その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修 | ①手すりの取り付けのための壁の下地補強  ②浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置  ③下地の補修屋根太の補強又は通路面の路盤の整備  ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事  ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化等を除く）、床材の変更 |

※これらに当てはまらない改修工事で、介護給付の対象となるか相談したい場合は長寿福祉課介護保険係までご連絡ください。

３．支給限度額について

　支給限度額は２０万円であり、このうち１～３割が自己負担となります。

　※１回の改修で２０万円を使い切らず、数回に分けて使うこともできます。

　※引っ越しを行った場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けられます。

３．住宅改修の流れ

事前申請書類

①支給申請書※1

②住宅改修が必要な理由書※1

③住宅改修に係る承諾書※2

④工事費見積書

⑤住宅の平面図

⑥改修箇所の写真

※1担当ケアマネージャーが作成

※2改修を行う住宅の所有者と申請者が異なる場合のみ

（１）ケアマネージャーに相談

（２）施工事業者の選択・見積依頼

（３）**着工前**※に保険者に申請書を提出

（４）可否を審査・ケアマネージャーに結果を連絡

（５）改修工事の施工・完成／施工業者へ支払い

事後申請書類

①住宅改修に要した費用に係る領収書

②工事費内訳書

③住宅改修完成後の写真

（６）着工後に保険者に改修費の支給申請

（７）住宅改修費の支給額の決定・支給

**※事前申請を行わず住宅改修を行った場合は保険給付の対象外となります。**

≪住宅改修に当たっての注意事項≫

（１）支給申請書について

　　　住宅改修費支給申請にあたり、償還払いまたは受領委任払いを選択することができますが、受領委任払いを利用するためには、支給申請をする被保険者が介護保険料を滞納していないこと等、条件がありますので、事前に相談をお願いします。

（２）改修内容を変更する必要が生じた場合

　　　改修内容を変更する必要が生じた場合は、速やかに保険者に報告を行うとともに、変更申請書及び、変更理由書を提出してください。変更の連絡がないまま工事が完了した場合該当箇所が給付対象外となる可能性があります。

（３）その他

　　　工事見積書、住宅の平面図、改修箇所の写真について例を作成しましたのでご参考ください。また、その他提出書類の注意事項について、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書チェック項目」を取りまとめましたので、申請時に確認してください。

４．工事費見積書記載例

御見積書

見積日　令和〇年〇月〇日

被保険者住所　山田町〇〇第〇地割〇番地〇　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施工業者住所

被保険者氏名　介護　太郎　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施工業者名　　　　　　　　　　社印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施工担当者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 住宅改修の種類 (※1) | 写真等番号 | 改修場所 | 改修部分 | 名称(※2) | 商品名・規格・寸法等 | 介護保険対象部分 | | | | 算出根拠 |
| 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
| （１） | ① | 廊下 | 壁面 | 木製手すり | 商品名・Φ32・2000mm | 1 | 本 | 10,000 | 10,000 |  |
|  |  |  |  | 横型ブラケット | 商品名 | 2 | 個 | 800 | 1,600 |  |
| 住宅平面図に記載する改修箇所番号、写真番号と対応する番号を記載 |  |  |  | 施工費 |  | 1 | 式 | 1,500 | 1,500 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 小計 |  |  |  |  | 13,100 |  |
|  |  |  |  | 諸経費 |  |  |  |  | 1,400 |  |
|  |  |  |  | 合計 |  |  |  |  | 14,500 |  |
|  |  |  |  | 消費税 |  |  |  |  | 1,450 |  |
|  |  |  |  | 総合計 |  |  |  |  | 15,950 |  |

(※1)住宅改修の種類：（１）手すりの取り付け（２）段差の解消（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更（４）引き戸等への扉の取替え（５）洋式便器等への便器の取替え（６）その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

なお、この記載例は記載事項を例示したものであり、見積書の様式を指定するものではありません。

５．住宅平面図作成例



改修箇所を明示し、見積書と対応した番号を記載

被保険者の動線を赤色で記載

①

浴室

脱衣所

トイレ

物置

台所

居間

寝室

和室

玄関

収納

収納

６．改修箇所写真について

撮影年月日が記載されていること。カメラの設定により日付が挿入されない場合、黒板等に撮影年月日を記入したものを写真に写す。（ペン等での書き込みは不可）

改修箇所を明示

見積書と対応した番号を記載

改修番号　①　手すりの取付け

20〇〇年〇月〇日

７．介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書　チェック項目

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 確認書類等 | No. | チェック内容 | チェック |
| 事前申請 | 申請書 | １ | 対象箇所は被保険者の住所か | □ |
| ２ | 申請者の口座名義人が被保険者本人でない場合、委任状欄に記載があるか | □ |
| ３ | 申請書に、担当事業所と担当者締めの記載があるか | □ |
| ４ | その他、申請書の記載漏れがないか | □ |
| 住宅改修が必要な理由書 | ５ | 改修の理由が適切か（心身状況に合わせて選定されていることが条件。「以前のものが壊れたから」等の理由は不可） | □ |
| ６ | 総合的状況欄で、被保険者の心身の状況が確認できるか | □ |
| ７ | 総合的状況欄で生活上の期待効果が確認できるか | □ |
| ８ | その他理由書の記載漏れがないか | □ |
| 承諾書 | ９ | 本人名義以外の住宅の場合、住宅所有者の承諾書が添付されているか | □ |
| 見積書 | 10 | 見積書の宛名、住所（施工場所）は被保険者本人のものであるか | □ |
| 11 | 施工業者の社名等の記入、押印があるか | □ |
| 12 | 材料費、工賃、諸経費が区分して記載されているか | □ |
| 13 | 改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が記載されているか | □ |
| 14 | 見積書記載の内容は、申請可能な内容か（住宅改修費対象外の項目が入っていないか。若しくは支給対象外の工事も同時施工する場合対象外の部分が明示されているか） | □ |
| 15 | 見積書の計算は正しいか | □ |
| 平面図 | 16 | 被保険者が利用するフロア全体を確認できる平面図があるか（２階建て以上で、被保険者が上層階のフロア全体を利用しない場合は利用するフロアの平面図のみで可） | □ |
| 17 | 被保険者の動線が赤色で記入されているか | □ |
| 18 | 改修箇所が明示されているか | □ |
| 19 | 改修箇所以外に改修が必要と思われる箇所がないか | □ |
| 改修箇所写真 | 20 | 写真に撮影年月日が記載されているか | □ |
| 21 | 改修箇所が明示されているか | □ |
| 22 | 改修箇所が明確に確認できるか | □ |
| 申請額 | 23 | 住宅改修の申請限度額を超過していないか（申請者一人当たり20万円まで。引っ越し、要介護度の三段階以上の変更がある場合を除く）申請限度額が超過している場合支給額について了承を得ているか | □ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 確認書類等 | No. | チェック内容 | チェック |
| 事後申請 | 領収書 | １ | 領収書の宛名は被保険者本人であるか | □ |
| ２ | 施工業者の押印があるか | □ |
| ３ | 領収年月日が記載されているか | □ |
| 工事内訳書 | ４ | 宛名、住所（施工場所）は被保険者本人のものであるか | □ |
| ５ | 材料費、工賃、諸経費が区分して記載されているか | □ |
| ６ | 改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が記載されているか | □ |
| ７ | 記載の内容は、申請可能な内容か（住宅改修費対象外の項目が入っていないか。若しくは支給対象外の工事も同時施工する場合、対象外の部分が明示されているか） | □ |
| ８ | 計算が正しく、領収書の金額と一致しているか | □ |
| 改修箇所写真 | ９ | 写真に撮影年月日が記載されているか | □ |
| 10 | 改修箇所が明確に確認できるか | □ |
| その他 | 11 | 着工年月日、完成年月日が確認できるか | □ |
| 12 | 着工年月日は着工許可日以降か | □ |
| 13 | 事前申請時に入院中等の場合、退院し、改修箇所を利用できる状態となったか | □ |